

# 耐震改修費に税控除

## 約1割 与党、新税制を検討

自民・公明両党は28日、2006年度税制改正で、住宅や事務所などの建築物の耐震性を高める改修工事を行った個人や企業の税負担を軽減する「耐震改修促進税制」を創設する方向で検討に入った。今年に入ってから、震度6弱を記録した福岡県西方沖地震や宮城県沖を震源とする地震など大地震が相次いでおり、住宅などの耐震性強化を促す必要があると判断した。与党は、耐震強度偽装問題が起こり、住居の耐震性に対する国民の関心が高まっているのを機に、税制面で耐震性強化を後押ししたい考えだ。

具体的には、個人が住宅の柱を増設したり壁を厚くしたりするなどの改修工事を行う場合、工事費の10%程度を所得税と個人住民税の両方から税額控除する案を軸に議論を進める。分譲マンションなど集合住宅では、総工費を戸数で割った金額を工事費とみなす。また、業者がオフィスビルなどを改修するケースでは、その年の減価償却費の計上額を大幅に拡大することを認めて、法人税負担を減らす方向で検討する。

税負担を軽減する対象は、1981年に施行された改正建築基準法の耐震基準を満たさない建築物の改修工事。81年の基準法施行の前に建てられた住宅は全国で約150万戸と全体の4分の1に当たると見られている。改修工事費は1戸建て住宅の場合で、平均で150万～200万円程度とされる。

自民党税制調査会の柳沢伯夫会長は28日、記者団に対し、耐震改修促進税制について「(06年度税制改正の)検討課題」と述べた。公明党税制調査会幹部も読売新聞に対し「(耐震税制の)導入に全力を挙げる」と意欲を示している。

と意欲を示している。